

議案第 8 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 6 月 3 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）による介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、令和元年度及び令和 2 年度における軽減後の保険料率を定めるため、君津市介護保険条例（平成 12 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成１２年君津市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「平成３２年度」を「令和２年度」に改め、同条第２項中「平成３０年度から平成３２年度までの各年度」を「令和元年度及び令和２年度」に、「２４，９６０円」を「２０，２８０円」に改め、同条に次の２項を加える。

- ３ 前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和２年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「２０，２８０円」とあるのは、「３４，０００円」と読み替えるものとする。
- ４ 第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和２年度における保険料率について準用する。この場合において、第２項中「２０，２８０円」とあるのは、「４５，２４０円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- ２ 改正後の君津市介護保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成３０年度分までの保険料については、なお従前の例による。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
(保険料率) 第3条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(14) 省略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,280円</u>とする。 <u>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,280円」とあるのは、「34,000円」と読み替えるものとする。</u> <u>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,280円」とあるのは、「45,240円」と読み替えるものとする。</u>	(保険料率) 第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(14) 省略 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>24,960円</u>とする。